

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

中小企業庁

(1)(2) 経営支援課 03-3501-1763

(3) 金融課 03-3501-2876

平成30年度予算額 50.2億円 (51.2億円)

※平成29年度の同事業予算額(54.8億円)のうち、支援施策普及事業(3.6億円)については、平成30年度より「経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業」へ移行。

事業の内容

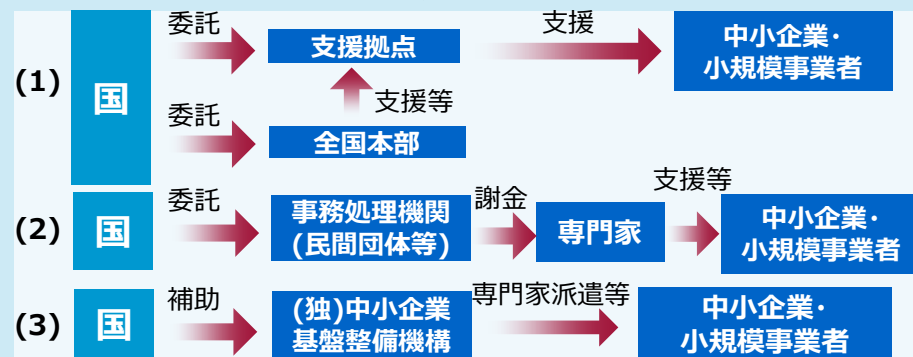
事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。
- 特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣します。
- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、融資の際に一定の要件を満たす場合には経営者の個人保証を求めないことや、個人保証債務の整理時の対応等を定めた「経営者保証に関するガイドライン」等の周知・普及を行います。

成果目標

- 平成26年度からの事業であり、各施策において以下を目指します。
- (1) 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し、よろず支援拠点から提案された解決策を実行して成果があった事業者の割合が、全体の65%になること(単年度目標)
- (2) 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し解決の対策が立てられた割合が80%になること(単年度目標)。
- (3) 個人保証に依存してきた融資慣行を改善し、中小企業の思い切った事業展開や、早期の事業再生、事業清算への着手、円滑な事業承継等を促進すること。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

(1) よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、
 - ① 売上拡大のための解決策の提案
 - ② 経営改善策を提案し、行動に移すための連携チームの編成・派遣
 - ③ どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介を実施します。
- また、各拠点において、人手不足対応を担当する相談員(「人材不足対応アドバイザー(仮称)」)を配備します。

(2) 専門家派遣事業

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム(地域PF)が、個々の中小企業・小規模事業者の経営課題に応じた専門家を原則3回まで(事業承継に係る課題の場合に限り原則5回まで)無料で派遣します。

※地域PF: 商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。H25年度から設置。

(3) 経営者保証ガイドライン等周知・普及事業

- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、①「経営者保証に関するガイドライン」の内容に関する相談対応、②ガイドラインに基づき、経営者保証を提供せずに資金調達を希望する事業者や、個人保証債務の整理を希望する事業者に対する専門家派遣、③周知・普及のための広報活動、④ガイドライン活用状況の実態調査などを実施する。